ヲ 6
460
2

門ヲ呂6
號460
巻2

蝦夷風俗彙纂前編巻二目次

○沿革
蝦夷叛服例
壺碑の事
松前家創業の事
御味方コタンの事
松前家へ朱印を賜る事
東蝦夷地上地の事
西蝦夷地上地の事
蝦夷地改革の事

松前家へ蝦夷地下地の事
髯塚の事
松前並福山稱名の事

蝦夷風俗彙纂前編卷二目次終

蝦夷風俗彙纂前編卷二

○沿革

○蝦夷叛服例

往古より東夷の叛服屢々なる事。載て國史にあり。今舊記の説に據て考ㇾ之。則康正二年丙子春。東部比夷賊蜂起し。翌年長禄元年丁丑夏五月に至て。東部志濃利函館中野脇本穏内（オムナイ）。及部原口比石の諸館主とそ攻落しける。然るに東部茂別と西部上の國花澤主との三

館ハ猶堅く其館を守るといへども。夷賊東西より競ひ起りて。右三館も亦ほとんど危かりしが。始祖清巖公其擇に應ぜし兵を率ひて先鋒となり。大ひに夷賊と戰て是を破り。酋長胡奢魔允父子。及び賊徒數輩を斬殺し。不日して大功を立られければ。殘賊皆始祖に驍勇絶倫の英風に感服し。東夷地悉く靜謐しけり。於諸館主各頻りに始祖の戰功を賞し。始祖をして花澤館主の養男たらしめけるが。自から開國の業の主とぞなりぬ。又白石の蝦夷志自序に。嘉吉三年若狹守源信廣。越海入于夷中遂取其南界定此地。と書るハ誤なり。始祖ハ亨德三甲戌秋八月松前に來り。四年にして大勳功を立られたり。扨亦古方俗に所謂渡黨ハ。即右の諸館主を云なり。其人々にハ小林太郎左衛門良景。河野加賀政道。佐藤三郎左衛門季則。南條治部季繼。蔦槌甲斐季直。今泉刑部季友。下國山城定季。相原周防政胤。近藤四郎左衛門季常。岡邊太郎左衛門季證。原谷右近重政。茂別八郎家政。蠣崎修理季繁等也。詳見于舊記

永正八年辛未夏四月。夷賊蜂起東部宇須岸志濃利與倉前の三館を。攻ること甚急なり。館主河野季通小林良定同姓季景等自殺す。同十年癸酉（一作九年）夏六月。夷賊

又叛して。松前大館を攻る事益急なり。時に相原季胤村上政儀等戰死す。因て同十一年甲戌春三月。第二世泰巖公西部上國より松前に來つて。大館を守護す。

同十二年乙亥夏六月。夷賊復反す。泰巖公酋長兄弟二人を斬て平治之ヲ。

大永五年乙酉春。東西部夷賊悉く蜂起す。

亨禄元年戊子夏五月。第三世勝巖公兵を率て夷賊を誅伐す。同二年己丑春。西部蝦夷反す。勝巖公其酋長を射て。殘黨悉く敗北す。同四年辛卯夏五月廿五日夜夷賊襲來る。勝巖公計略を以て酋長夫婦及び殘賊を討て靜謐ぬ。

寛永二十年癸未春。西部蝦夷叛す。直心公家臣を遣して征伐之ヲ。

慶安元年戊子春。東部夷中合戰あり。蝦夷討死するもの多し。然れども叛逆は變ならぬ。

承應二年癸巳春。東部蝦夷蜂起す。利永公壯士を遣して平之ヲ。

寛文九年己酉夏。東部支不左利蝦夷叛す。時に平士鷹師通辭船長水主の輩。二百七十餘人變死す。此時第十世機山公弱冠たるによつて。親族松前八郎左衛門泰

廣府より來て共に夷賊を討て平治す時に冬十月なり。（松前志并蝦夷年代記）

夫我毛夷の國は古所謂北倭也。其證山海經に見えたり。毛夷は我日本に屬せるの始を考るに。人王十二代景行天皇四十年。夷賊邊境を犯せしによりて。日本武尊として征伐ありしより。

一説に。齋明天皇より。日本に属とも云。

永く日本王化の威德に從へりされども其叛服は定りなしとぞ。亦足利は中頃より。蝦夷大に擾亂せしかども。奥羽の境地にも至らざりければ。唯境内は要地に住せる武士と。攻撃に及べるのみなり。是我古方俗の所謂渡黨は後亂也。扨此渡黨といふハ。後鳥羽帝御宇文治五年己酉秋源大将軍頼朝卿の奥州に發向ありて。藤原泰衡

秀衡は子也。此時泰衡も亦蝦夷に奔らんとす。家人河田次郎弑之頼朝に降る。東鑑に見ゆ。

滅亡は時奔逃して蝦夷に潛居せるは士を。古方俗如是稱したるなり。是歳源廷尉義經も亦夷中に入て。夷人は爲に敬尊せられたり。故に夷人今におひて廷尉神と稱するなり。又廷尉義経我蝦夷に到せるの證

る。出所定かならずといへども。白石の蝦夷志の注に。西部地名亦有辨慶崎。或は傳に廷尉去此而踰北海云。寛永年間越前國人。漂至韃靼地。是歳癸未清主乃牽其人。而入燕京居歳餘。勅遣朝鮮送致而還其人曰。奴兒干部門戸之神。似此方畫廷尉像者。亦可以爲異聞云々。又清朝に所撰。圖書集成中に。源廷尉韃靼に到れるよしを載たりとぞ。伊勢の人葛陂伯起子是を語る。亦或説に清朝所撰御製詩文集序文中に。我始祖源義經の章なりといへり。實否未詳。又信濃の人大宰徳夫が鎌倉賦に。範歸て死乎都門。經走竄于蝦夷の文なり。又馬場氏が義經勲功記にも。此旨見えたり。況や古今和俗樵夫牧童にいたるまで。いひふれたる事なれば。其説尤も廢しがたし。

古史によれば。文治五年夏四月泰衡廷尉を襲ふ。其家人防ぐといへども。敗績して廷尉自殺すと云。愚按ずるに此説可疑。恐くハ是記者其事を缺て以て三代の家録を正とするものなるべし。

又建保年中にも。右大臣實朝卿日本海賊の徒を。蝦夷に追放せられたること。東鑑に見えたり。是則右の渡黨に等しき血勇不敵の者共なるべし。故に建久より

長禄にいたり。凡二百六十有餘年の間。渡黨等が子孫渡嶋（オシマ）の蝦夷を追退け。處々の要地に壘壁を築き。敢て日本將軍の命令を受たるにもあらず。各唯夷賊を討從へ大功を立んと欲するのところに。享德三年甲戌秋八月。始祖武田清巖公

諱信廣。若州小濱後瀬山城主。武田大膳太夫信國の兄。陸奥守信賢の子也。此時信國若州に主たり。蓋信國より相續て。信親允信允光信豐義統允明に至て凡廿世。天正十年壬午秋七月於江州元明豐臣秀吉の將と戰て死す。家系爰に至て斷絶せり。武德編年集元次に作するは即元明なり。

若州より來る。しかるに長禄元年丁丑夏五月に至て。東北西の蝦夷蜂起して。諸館主の營壘を攻落す。于時清巖公先鋒に擇ばれ。絶倫の英風を震ひ。遂に夷賊の酋長胡奢魔允父子及び殘賊數輩を討て諸島を平治せり。よつて諸館主も亦各敬服し。始祖として大守たらしめければ。則令を疆内に下して。新營を河北天河福山より十五里餘。北西にあたる。に卜して。建國大禮を行ひ。永く日本北門の鎖鑰とぞなりぬ。然れば則日本久しく東顧の憂ひ絶たるもの

も。全く我始祖の勇武による所なり。其功最武尊は下に出べからず。此時人皇百三代後花園帝は御宇にして。將軍足利第八世義政なり。是より春秋三十八年を過て。明應三年甲寅夏五月。始祖六十四歳にして即世。此間境内夷人は亂逆更になし。厥後永正八年辛未東部夷亂あり。同十二年に至て酋長を討て平治せり。亦大永年中東西夷賊蜂起。亨祿元年戊子夏中平レ之。同二年己丑春。西部夷人復反す。又其酋長を討て平レ之。同四年辛卯夏五月。夷賊又反す。乃其酋長を討て靜謐す。亦寛永二年癸未春。西部夷賊騷動す。勇士を遣して征伐す。亦慶安元年戊子春。東夷亂る。亦承應二年癸巳春。東部夷賊蜂起す。第九世高廣壯士を遣して平レ之。又寛文九年己酉夏東部夷賊反す。此時夷賊の爲に殺害せらるゝハ。士人雜人凡二百七十餘人。第十世矩廣幼弱たるによりて。江府親族松前八郎左衛門泰廣兵士を率て東部に赴き。冬十月に至て酋長を討て平レ之。于レ時泰廣賜二五百石の加増ヲ一。是より一百二十一年にして。客歳寛政紀元己酉夏五月。東部北嶋國後夷賊騷動あり。海陸にて夷の爲に害せらるゝもの七十一人。時に第十三世道廣自ら先鋒は勇士強卒二百六十有餘人を擇

び。已に六月十一日福山城を進發す。道廣常に武を講じて意を政事に留め。士卒をして坐作進退陣法教旗。奇正變化此操練を習はしむる所にして。事に臨て蹉跌せざれバなり。所謂其將士は隊長新井田孫三郎正壽。隊頭松井茂兵衛廣繼。監軍松前平角則忠。弓の間蠣崎久吾廣顯。衛士兼水軍秋山角左衛門光知。警衛高橋喜兵衛訓治。同松江源七時安。同鈴木文治重康。醫師村岡雄裁。伍長平沼清六貞忠。木下彌治右衛門政定。卒長石黑文藏。八亦藤吉。藤田龜藏。櫻井圓右衛門。金子平兵衛。和田孫兵衛等の輩に至まで。各短甲を被て。其兵卒を率て行列をなし。亦陸續發向する將士は。近習青山榮司芝備。警衛新井田文太夫友充。巡視新谷六左衛門行重。警衛土谷兵太忠喬。次に兵粮運送の廩人烽子告急使譯長蓋手下此役人數十人を伴ふ。火炮匠管藥兵夫鍛工甲匠弓箭工。火藥匠切磋工船長船夫船匠旗牌手皷吏吹角煙火隊廝養卒炊子馬夫雜人の類に至まで。共に旗皷の制令によりて進發せり。其携る處の軍器には。大銃火術萬人敵（ホウロク）飛火槍（ヒヤホウ）等の巧機器を第一とし。望車雲梯火車砲樓塔車弓箭藤牌狼筅矛矟鎗棍類。鎗偃月刀眉尖刀竹牌鐵蒺藜長鈎長脚鑽。折具

の類は云に及ばず。國士工藤清右衛門長舊所製神火銃。並松前平角則忠所製霹靂萬勝石輪發火。新製の秘器を中軍に備へ。五色ハ旌旗天に飄へり。鉦蠡鐘鼓地を動かし。進退疾徐をして標令によりて自在を得べき行装なり。誠に百年以來の武風の弊なるを一洗すべき有様なり。既に封疆ハ夷境に入てより。中道馬足立難き所多ければ。是より險阻を厭はず。從扈雜卒各重きを負ひ遠きを渉りて。初秋七月八日に至て。東部ノツカマフに到着せり。

福山より里程凡二百五十有餘里

同月十六日間諜ハ秘計によつて。北島總部の酋長ツキノヱ。並に酋長イコトイ。老嫗チキリヱシカイの子。ノツカマフ總部酋長某の三人を始とし。夷人一百有餘人及徒黨ハ夷賊二百有餘人。都て夷人三百五十有餘人を率て。陣營の外に平伏せり。時将士麾を賜て二人ハ伍長に令し。譯長をして酋長ツキノヱ等對さしめ。夷賊騷動の發起並罪の輕重を尋問す。同二十日再び夷賊罪の有無輕重を糺明し。記簿相終りければ。将士亦其刑罰決斷し。重罪ハ夷賊三十七人を獄に下し。輕罪の夷賊九十三人を赦免す。亦夷賊ハ携る所兵器

を搜出さしむるに。簿籍に録する所如レ左。所レ謂夷弓一百二十張。矢房七十八。毒箭三千九百五枚。槍戈五十七本。刀六十八柄。短鎌二握。此時夷賊皆其兵器を沙中に藏せるを所レ出如レ此。明れバ七月廿一日黎旦より陣營吹角は約によりて。將士從卒各坐列し。六具を堅め兵器を備へ。酉の吉方に向て帷幕を巻き。一連の紅旗を陣前に建開き。四色の例を略す。扨序は鼓聲を聞て譯長立。酋長に令して。先黨頭の夷賊八人を刎頭する所。獄中二十九人は夷賊これを察し。周章憤怒大勢一に發し。忽暴勇を奮て獄屋を打破り。即其家材を提げ陣營に討向ふ。將士固より覺悟する所なれバ。備ふる所は槍刀を以て。立所に夷賊二十九人を討取。即將士各本坐に一列し。諸酋長等を呼ていふ。今日陣前夷賊不法は者あるによりて。已を得ず干戈を用ひたり。此上群夷の異變之あるにおひてハ。再び征伐に及ふべき旨を命ぜしかバ。數百人は群夷首を垂て陳謝せり。是に於て將士伍長に命じて。賊首三十七級を携て鹽藏。逆首もさらなり。つゝむに美酒荏油八穴清浄の法を略し。各夷名の牒を其右耳に貫き。方八寸の首匣におさめて。略凱旋は式を行ふ。其様全く實撿の故實を學びた

り。明れバ同二十二日将士従卒各列をなし。東部各部ハ酋長數十人を呼出し。先例ニ任せ。開國以來臨官より被命所の國政ハ制令を告さとしゐる。しかるニ夷人四十三人共ニ。福藩ニ到りて拝謁せん事を請ふ。夷人亦其重器を出して。永く命令ニ従服するハ契約をなす。是ニ於て将士簿籍を照し。夷人ハ國ニ功あるの輕重を正し。賞を與へて勞（ネギラ）へり。下略。（夷酋列像附録）

享禄三年。タナケシと云蝦夷瀬田内へ出張して。工藤九郎左衛門尉祐惣を討んとす。祐惣軍破て討死す。終ニ上の國まで攻來る。此時祐惣が弟祐致智略を以て。大将タナケシを城下へ連來り。良廣弓を以て亡し。残黨敗北す。是祐致が功なり。祐致ハ祐長四代の孫光祐が子なり。（松前舊事記）

寛永二十年。ヘナウケと云蝦夷反逆。蠣崎右衛門利廣瀬田内ニ出張して。静謐ならしむ。（西蝦夷日誌）

景行天皇二十五年秋七月。武内宿禰をして北陸及東方諸國ハ地形を察せしめらる。同二十七年春二月。宿禰東國より歸りて。東夷ハ中日高見の國あり。其人男女皆推髻文身ニして勇悍なり。是をすべて蝦夷といふ。土地沃饒ニして曠し。是を討取べしと奏せり。同四

年東夷反せしにより。日本武尊勅を奉して是を征伐せらる。　齊明天皇四年。越國守阿部引田臣比羅夫。舩師百八十艘を率て蝦夷を討し。同六年亦二百艘を率て肅愼の國を伐てり。是に於て渡島の蝦夷皆從服ぬ。當時蝦夷の人民内地に入て。東北の國々に屯集して居せしにより。本地にあるものを。渡島の蝦夷と云しなりと。古事記傳に見えたり。是時後方（シリヘ）羊蹄（シ）に政所を置て此地を鎭せり。　元正天皇養老四年に。渡島の司をして津輕の司と共に。靺鞨國に至り風俗を觀せしめらるゝ事ハ。續日本紀に見えたり。廢帝天平寶字六年。東海東山節度使惠美朝臣朝獦奧州蝦夷を征し。是より先き聖武天皇神龜元年。按察使大野朝臣東人が築きし多賀城を修造して鎭守府となし。碑を立て其事を表す。此時の一里は今の六丁なれバ。一百廿里は今の廿里に當れり。されバ今の仙臺領なる鎭守府の遺跡より。廿里先なる南部領の邊よりは。皆蝦夷國とせし事と見ゆ。さて彼碑に常陸下野の國界をいへるの里數を記するに。同じく隣境とせり。既に靺鞨をいへるの里數を記せるによれバ。當時靺鞨より此方は。皆邦域の中となせしものならん。　桓武天皇延曆二

十年。征夷將軍坂上朝臣田村麿。東夷の反を征討せられし事は。續日本紀に見えたり。されバ詳ならざれ共。今津輕の地に田村麿行營の遺跡あり。且土人猶昔日の田村將軍の事を。談ずるをもつて見れバ。當時南部の大澗。津輕の外ヶ濱迄も服從して。田村將軍蝦夷を悉く渡島に驅逐して。海より南を日本地とし。北を夷と定められしこと。推て知るべし。是より後數百年の間。蝦夷地の事。書傳に見えざれバ。考ふべきものなく。後花園院嘉吉年間。下國安藤太と云者。海を踰て松前に住せしに。同帝享德三年若狹守武田信廣故ありて國を去り。南部の蠣崎に至り。氏を蠣崎と改め。是より蝦夷に渡り天川と云る地に住し。遂に下國を滅し。永正十一年に至り。松前占據して蝦夷を制治せり。信廣より七代志摩守公廣の時。慶長十八年亦蠣崎を改て松前と稱す。即今の松前家是なり。初め信廣の時に當り。夷人の勢ひ強大にして今の如くに制する事能はず。其後數代を經といへども。やゝもすれバ擾亂をなせしにより。數多の戰討を經て漸々に平治し。寛文九年シャムシャインの亂より後は。夷戸特に減じ。其勢大に衰へて。今の形をなせり。故に松前家にて蝦夷地

と開きし年歴も。西蝦夷宗谷は貞享に始まり。東部の厚岸は寛永中。根室も元録中より開け。國後迄に及びしは寳暦年間の事にて。擇捉島は寛政十二年に官命により。始て撫育せり。休明光記に云。擇捉嶋ハ東蝦夷は奥にて。周廻二百六十里の巨嶋なり。丑寅の方海上十里餘を隔て得撫島なり。官吏近藤某山田某此島に至て。其状を見るに土夷男女老少合せて纔に七百。衣類は酋長の分漸く水豹犬皮の類を着し。其餘も羽を綴り。又キナと云草を取聚めて衣とし。或は躶体なるもあり。十五六歳の児も。極寒は時といへども赤躶なり。

朝夕は要害もなく。鍋ひとつなれば五六戸にて用ふ。魚は許多なれども。漁具なければ取事能はず。川毎に上る鱒鮭は類を。ヤスにて突取て冬の食となし。或は草根を採貯て四時ともに食物とする故に飢寒に迫りて年々死亡するもの少からず。然るに此海路至て荒く。船の往來容易ならざるにより。私領は時渡海するもの甚希にして。蝦夷船の外往來ならざりしが。攝州兵庫は船人。高田屋嘉兵衛と云者。海路は事に熟せし故に此者に命じて。渡海の事を試せしめ。汐路澗懸りは様子を熟知するにより。寛政十二年此者は手船千五

百石積辰悦丸に。撫育すべき諸具を載せ渡らしめ。是が大船通路の始とす。是に於て諸具を土夷に分ち與へて。漁業の場所新に十七ヶ所を開き。其業が勸めしかバ。土夷ども始て衣服を着し。日用の要器も事足り。漁具も十分に備りしかバ。是よりして許多の產物を出して。盡く食料にも飽充たり。享保元年六月官吏高山某深山某の二人。擇捉を開帆し得撫島に着し。來住の露夷ケレブセに逢て事由が糾し。此島に五日六日滯留して。天長地久大日本屬嶋の八字を木に彫りて小高き岡に建。七月四日擇捉に歸走り。北蝦夷嶋る天

明五年官より始て按撿の吏が遣され。寛政二年に松前家にて交易所が建。同十一年官の小吏再び往て撿索す。（邊要分界圖說并蝦夷舊聞）

○壺碑の事

坪碑考　林子平著

坪或作壺俗作壺者誤也。坪蒲明切。音平。地平處。壺苦本切。音悃。官中衖。亦爾雅。宮中衖。郭璞曰。衖閤間道也。亦詩大雅。其類維何。室家之壺。此碑也。在陸奥州宮城郡多賀城址。陸奥國宮城郡風土記云。坪碑在鴻之地。爲故鎮守府門碑。惠美朝獦立之。見雲眞人清書也。記異域本邦之

行程。令旅人不為迷途也。此碑作坪碑。亦作壺碑。共是可謂道路之碑之義也。雖然稱壺碑者不知始于何人也。唯因風土記為坪碑者可為是也。而因為鎮府門碑之文。則建干碑於城門外面大道。令人知四方之行程者也。

壺碑審定說

弘齋平信恕識

書名顯晦。亦盖繫于時運之泰否歟。夫壺碑者。所謂筆法之妙。書家之冠冕者也。然而有知之者鮮矣。予往慕其書。而不知其人也。或云。中將姬書也。予既論以為非也。或疑唐人書。衆議未決焉。源子巖始而唱之。壺碑者見雲眞人書。出風土記殘篇。予聞之而愕然。想夫風土記醍醐帝時始而成焉。其書亡也久。干今焉有之。然子巖信人也。豈欺我哉。且其博識多聞。必有所觀焉。念之而不措。一日於田氏家獲之。顧其為書。所謂存什一於仟佰。就中觀壺碑之事迹完然。有免乎蠹。予歎曰。天也哉。嗚乎。憶眞人之妙迹。當時振名朝野。故朝猶令雇而浄書之。今及澆季。而人莫識之。空餘此碑而已。天不能言焉。出風土記殘篇。以告於人也。名復顯干後世。然微子巖。則何以闢於有聞。可謂偉亦偉矣。粤併収風土記文於此。以永其傳云。時正德六年丙申之春。孟陬之日記之。

壺碑考

東海平維章著

在宮城郡市川邑以南多賀城北去。鹽竈神祠。西南已十餘町。名寄歌枕。作壺（コ）石文。或作碑。風土記作坪碑。壺（コン）宮中衕。郭璞曰。衕閣間道。詩大雅。其類維何。室家之壺。又居也。俗作壺碑非也。壺洪孤切音胡。酒器也。坪蒲明切音平。地平處。（下略）

觀迹聞老志巻六

壺碑在于我東奥也久。然累世無人識其神妙者。空蕪没于古城草莽之中者幾千年。水戸黄門君請其文字于吾大守綱村君。令儒臣田邊氏雙鉤以遺焉。未及石刻。尤可惜矣。元禄十二年與江定守及亡子義方經此地。以義方術而打之去。閲其文字筆勢高古字體寛閑殆非尋常書

下略

如此明證なり。此碑をまさ北郡なる壺村の碑と附會せしこと。何の世よりと。是又明證ならず。（下略 壺の碑考）

○松前家創業の事

蝦夷地の權輿最舊く。往古景行天皇の征東より。齋明天皇阿部の比羅夫を遣ハし。齶田渟代（アキタノシロ）津輕等の酋師を率て蝦夷を伐ち其地を殉へ。遂に後方羊蹄（シリベシ）今シリベシと云ハ。内地の冨峯に似たる故に。蝦夷冨士と稱す。

に政所を置て歸ると云しより。爾後度々軍師を向たる事なるべし。其後鎮守府將軍坂上田村麿。蝦夷の地に入り蠢蝦を驅りて。悉く東山地を收め。海に據て塞を爲し。曠濶の蝦夷地を鎮撫せしより。蝦夷人の王化に涵泳せるも。全田村將軍の勲功を偉なりとす。それより遥六百五十年を經て。足利將軍義政の世にして。嘉吉三年癸亥十二月十二日。下野安藤太盛季と云もの。南部大膳太夫義正と戰に及びしが。戰利ならず遂に津輕の小泊より渡島（今の松前）をさして迯きたる。（中略）亨德三年甲戌八月廿八日。若狹の國主武田大膳太夫國

信の嫡男太郎信廣。故ありて本國を立出陸奥へ下向し。北南部の田名部より船を浮て。渡嶋の内オコシリと云所へ渡海す。附從ふものには。佐々木三郎兵衛繁綱。工藤九郎右衛門尉祐長等あり。此時に當て相原周防守政胤。河野加賀守政通。又安東康季の舎弟政季。いづれに潜み居たりん。同じく渡海すといへども。武田信廣の武勇に壓されて。大方は信廣の麾下に屬す。信廣は渡嶋の天の川に居住なしたれども。又上の國勝山に城壘を築立て。蠣崎修理太夫と名乘。威風四邊に輝きまさる。（中略）信廣の武威益盛にして。一族繁昌万

歳をとなへけり。されバ内地より海を渡り來て。國を侵し擾るもの更になし。しかれども蝦夷地は未全く服従せバ。中〻もすれバ鏃を向て命令に叛く。ある時信廣蝦夷の酋長等を城中に召寄せ。酒飯を出して款待しけるに。信廣も其座に在て盃を把る。種〻の肴ある内。竹の輪切の吸物。外に黒き小石を煮。猪口に付て出しけり。酋長等は箸を取ていざや喰せんとするに。堅くして齒たゝず。又小石を取て口に入れど。これを勿論喰ふ事のかなはねバ。空しく折敷にさし置と。さまかうさまに疑ひ惑ひて居る内。信廣頓て箸をとりあげ。竹の吸物をさも旨しげに給べはて盃をめぐらし。また猪口に盛たる小石も給べけれバ。酋長等もこれを見て。心の中に驚きおそれてかく堅確なるものを食する大將なれバ。量しられぬ豪傑ならんと。舌を巻てぞおそれける。

此竹の輪切の吸物も。信廣獨筍の吸物をくひ。小石と見せたるは黒き煮豆にて。皆是夷人を畏服せしめん。一時の計策なり。

此によりて東は砂原鷲の木まで。西は熊石瀬田内までの夷人ども。松前へ踵することひきもきらず。時に

康正二年丙子の春にことなりしが。シノリは鍛冶村へ蝦夷の酋長一人來り子細や有けん。鍛冶が磨（トギ）うけし刀をもて。酋長を一刀に刺し殺しぬ。其の遺恨によりて蝦夷人どもも黨を結び。こゝかしこに蜂起して。凡五十日がほど闘戦止まず。これが為に人民多く死す。明れバ長禄元年丁丑。蝦夷人また蜂起してシノリは館主小林太郎左衛門良景を攻る事急なりけれバ。河野加賀守政通。中野三郎教通。佐藤三郎右衛門季則。脇本は南條治部少輔季遠。穏内部の館主蔣土甲斐守季直。覃部の館主今井刑部少輔季友。松前の守護下國山城定季。相原周防守政胤。祢部田の館主近藤四郎右衛門季常。原口の岡部六郎左衛門季證。北石の原谷右近將監等の一門。數百の軍兵を驅催し。小林良景を援けて。處々蝦夷人の楯籠りたる巣窟を攻落す。翌寅年に及て反逆の魁首なるコシヤマケン父子。其他の眷屬等數十人を捕へて梟首す。是において蝦夷の地。十の一を平定し。日を追ひ月を重て夷人ども歸降すといへども。廣濶の蝦夷地故に信廣の武威盛なれども。ながく遐陬の地までを及がさし。殊に東部は沙流勇拂の夷人強勇にして。やゝもすれバ松前へ攻來らん勢

ひ。略きこえられバ。信廣大軍を發し。東西の蝦夷を切靡らし奥地迄も入んと思ひたゝれしが。信廣定業やゝにはきて。病の爲に遠逝す。享年六十四時に明應三年甲寅五月廿日なり。法號を荷遊院殿清巖凉真大禪定門と謚る。内外上下悲哀に噎ひけり。松前創業の主なれバ。厚く葬式を取おこなひ。七々の法會。かくの如くいとなみ。既に縗（フヂゴロモ）を脱ぎたる時。氏族門葉城中に寄集ひ。評議一定したりけれバ。此席に會するもの各血を歃（スヽリ）て誓をなし。信廣の長子宮内少輔光廣を立て。箕裘を繼（ツガ）しむ。後名を改て若狭守といふ。同五年定季の男。下國山城守恒季を殺して。周防守政胤の子相原彦三郎季胤をして。松前の守護に代らしむ。是皆村上政義が計らひなりといふ。しかれども光廣勇悍不覊父に劣らねバ。能く四境を守り。政刑を修る間。一族郎徒心を傾けざるはなし。さてまた永正八年辛未の四月十六日。有珠の嶽并にシノリ石倉三ヶ所の館。蝦夷人の爲に攻落さるゝよし注進ありけり。此時シノリ小河野彌次右衛門季通。小林彌太郎良定。同氏小次郎季景。各力を戮せて防戰すといへども。遂に利なくして自害す。同十一年三月光廣の嫡男良廣。百八拾餘艘の兵

船を浮べ。天の川は館と轉じて。松前は勝山城へ引移る。上の國は砦は蠣崎二郎高廣是を衛る。翌年乙亥蝦夷人來て。上の國を侵すよし注進ありければ。六月廿二日若狹守光廣自ら馬を出して。蝦夷の魁首カノイチと云もの兄弟を討て。其骸を小館の東へ埋む。今蝦夷塚といふはこれなり。其後享禄元年戊子。蝦夷の酋長タナケシと云もの。與黨七百五十人を引率して。瀬田内へ押寄せ。館主工藤九郎左衛門祐兼を攻む。館の中には折あしく防禦の士卒甚少なく。舍弟祐致も留守の事なれば。祐兼一人勇を奮て防ぎ戰ふ。しかれ共多勢は夷人に攻立られ。終に討死とぞしたりける。タナケシは瀬田内の館を乘取て。破竹の如く勝に乘て上の國まで押寄る。是時二郎祐致は留守に兄祐兼を討せ。剰渠が爲に瀬田内の館さへ襲ひとられければ。無念骨髓に徹し。いかにもして渠を討取。兄祐兼が怨魂を慰めんと。胸中に一計を設け。わざと敗北の躰に見せければ。タナケシは圖に乘て追來る。祐致はおそれながら上の國の城際迄引寄せたりけり。此事を兼て城中へ示し合せし事あれば。館主二郎高廣櫓の上より狙を定め。矢ごろをはかり引かため飄と放てば。

なやまさす魁首タナケシが吭（ド）ぶえが。うしろまで射こみたり。こゝに於て雲霞の如く責來たる夷人どもハ。大將の討るゝと見るより。何かはもりてためらふべき。右往左往に散亂なす。城中よりは許多の士卒鯨（ト）波（キ）となげ。貝鼓を鳴らして切て出。こゝに討取かしこに追つめ。戰既に果たりければ。二郎祐致郎徒等并に城兵二百人を引具して。瀬田内の館へ歸り見れバ。蝦夷人どもは木戸を固めて入れたてず。祐致大に怒り大音なげて云れるハ。こざかしき兇夷等か振舞かな。汝等しらずや賊將タナケシ。上の國の城外に於て既に討れにけるが。誰をたのみて籠城だてをなすやらん。虎の威を假る狐とは汝等が事なり。速に降參なさバ命は助け得させん。と二百餘人が一まとめになし。射出る毒矢が事ともなさバ。無二無三に攻立れバ。流石に猛き兇夷等も。魁首タナケシの討れたりと聞けれバ。闘戰の力くじけ城を捨て落行を。城兵も急に追討首を取或は擒り。暫時が内に兇賊盡て。瀬田内は鎮りけり。其後又天文五年六月廿三日。西蝦夷の酋長タリナと云ものを大將として。熊石の邊に一揆を起せり。其勢凡五百人。近日松前へ押よせんとなる有樣。斥候

の者告たりければ。上の國の工藤二郎祐致を先鋒として。蠣崎二郎高廣三百人を引卒して。西蝦夷へ發向。速に一揆を誅戮して平均しぬ。此タリナは東部のタナケシが婿にして。舅の高廣が爲に討れし弔戦を發せしなり。同十五年丙午。四代蠣崎若狹守季廣を立武名を遠近に轟し。嶋中割據の大小名。勝山の城に膝を屈し。東西の蝦夷地三拾里外を鎮撫して。初て夷地交易往來の法度を定む。是同廿年辛亥なり。五代蠣崎民部少輔慶廣。天正四年丙子。豊臣太閤の命に由て志摩守と改む。同十八年庚寅九月十八日。慶廣内地へ渡海。同十二月十六日上京なし。初て豊臣大閤に謁し。翌年三月十八日歸島す。永禄元年壬辰又内地へ渡海。同廿年壬巳豊臣氏の朝鮮の役に從ひ。正月二日肥前國名護屋の陣中に於て。從五位下に叙して仕籍に列し。傳馬の判を賜はる。元和二年丙辰十月十三日。病を以て逝す。（東蝦夷夜話）

○御味方コタンの事

御味方蝦夷と云事。其起原は東蝦夷沙流勇拂の邊（ワタリ）にして。オミカタコタン（御味方所）と稱し。松前へ服從の後は數度の合戰味方に參り忠節を盡す。既に寛文年間。東部染（シブ）

退（チャリ）の擾亂を取鎮め。其後寛政の初め。國後嶋の夷人共御國人を許多殺害なし。此擧に他領へ押寄せ。蝦夷地に越年なせる御國人を。殲になさんとせしかば。御國人は此ことをきゝ驚き。シャモ（日本）地をさして迯上（ぼ）るを國後夷人はのがさじと後より追討。沙流より四里東の方。新冠まで來りけり。此時サルングルは。同領フクモミと云所に待うけて。國後夷人を喰ひ留る。其所へ松前の討手馳着き。サルングルを先手として戰ひしが。遂に國後夷人を追退け。忽事も鎮まりたるは。全其頃サルングルの勢盛なりければ。國後夷人の勝誇たる鋭氣を挫き。此所より引返さしむるは。オミカタコタンの勲功なりけりとぞ。安政三年丙辰の夏。沙流詰の下司なる大西氏穏。其所の乙名を始役夷人を呼出し。會所支配人並に帳役通詞等を以て。是迄の弊風を改め。御國の風俗に化すべくと教諭しけるに。サルングル

グルハ。者共といふ夷言なり。

數百年來。判官義經の遺風を追慕し。確乎として他の俗習に染ざる旨。種々愁訴に及ぶ時に。大西氏穏衆夷に對ていへるやう。今度エンドカムイより蝦夷の者

共を。御國の良民と等く厚き御撫育を給ハるに。其儀有難くも心得ず。何とて違背なしけるや。又汝等が産神と尊崇する判官どのは。素これ源氏の嫡流にして。かしこくも當今エンドカムイと申奉は。則源家祖宗の御裔に渡らせ給へバ。判官とのに齋（イツキ）奉も同じ理におそなるなれ。そを追々申きかすべし。偖又汝等萬一蝦夷の地に於て。異變の事なるか。或は異邦の船が襲來りて。境を侵す事なる時は。いかゞ心得ゐるやらん。そ許等の覺悟をきかまほしといひけれバ。總小遣セベンケレ土産取イコランクルの兩人進出申けるは。さん候すべてサルコタンの者ども。往古より申合せ。松前カムイへ味方に參りしより。粉骨碎身して相働。御威風を今以て衰へ申さば。此度公の御直差配に相成候上は。猶もサルンクル申なはせ。何事ま迠仰付られ次第一層の力を盡し。蝦夷の地に於て擾亂の事なるか。但し異國の船の上陸なし。御國を恥かしむる事など出來るに於ては。其時身命を抛ち。オミカタコタンの名は決て墜し申さゞるべし。今東部にて契約の蝦夷人を驅催ほさバ。即時に四五千の勢は集め申すべく。忠節の事に付ては。特に松前カムイに限申さ

れ。其御疑念なはらせ給ひそ。と頭を打振胸を抑てぞ述たりける。頑愚の夷人ながら。かく義勇の言葉を主張なし。赤心を顯せしかば。全く御徳風の届く所。且有司達の寛宥の示教に出る所ならん。此義を褒賞なし給ひ。沙流領なるビラカ村の總乙名。ハフラといふ者へ。米若干苞賜はりける其申渡し。

ビラカ村
總乙名ハフラ

一其方儀親々より。イヤニアナキ子。テイタ。イカシヲロワ。申傳候儀相守。アイノイキリ。ヒシノ。イタキシユカト。ヤエコ。シツカシマ。御身方コタンと唱候もの。オミカタコタン。アリエ。ヱルヱ子。イヤナキ子。數度忠功も有之候故の義と。シユイ々々。トノヱレンカ。アンカイト。アヌワクシユ。兼々厚く相心得。ランマ。パアセノ。ヤヱラマツテワ。當場所土人共一同へ能々教諭を加へ。タバン。コタン。アイノウタレ。ヲビツタ。シ子イキン子。ヱピリカ。ケウトモ。アウバカシヌ。年來静謐に取謀。タ子タ。バツクノ。ラツヽタラ。アンカシケ。老年に及候迄。ヲン子。バツクノ。役義大切に相勤候義。寄特の至に付。ヤクヲロシベ。イラン

マカヽ。ヤヱコ。シツカマト。ラムチヱ子。ヱカラ々々々。カ子アンクシユ。米三俵爲取遣す。シアマヽ。ヽタライツコレル。ヱタハンナ。此上共御趣意の廉々。イマカケタ。子ワ子。トノヱㇾンカ。ㇾンカシユト。能々相辨土人一同へ。ピルカノ。ヤヱラマツテ。アイノウタレヲ。ピツタ。シ子イキン子。精々申諭すべし。コアリキヽ。ピリカ。イバカシ。イキナンコシナ。

松前にて。御味方蝦夷と云る。元來沙流村（サルングル）より始りし事にて。明和の前。西蝦夷の宗谷留萌の邊（ワタリ）へ。異國船しば〳〵渡來て。非分の交易を云かけ。或るものを奪掠されし後には土人も産業残失ひ。終に退轉するやうに成行はれバ。東部のサルングル（沙流村）。此事を傳へきゝて。乙名の家に集會なし。こたびシユムクル（西蝦夷）は宗谷留萌ウタレ（奴）。フウレシヤム（赤人）の爲に惱（ナヤマ）され。活業さへなりかぬるよし。若此事を棄おかむは渠必驕慢して。後にはシユムクル（蝦夷）は此地を蠶食さるゝも計がたし。しかる時は松前カムイは大事なり。しかし猶豫なしがたしとて。急ぎ人數を驅集め。凡千人餘に至りたるを。石狩越（コエ）して西部へ出。夜を日に繼て宗谷へ到着なし。様子いかゞと窺ひけれバ。赤人ははや上陸なし。亂妨の振舞傍若

無人なり。サルングルの者どもハ。此体を見て大に憤り。遠路の勞をもいとはず。合戦に及びたり。しかるに赤人は礮銃（オホヅヽコヅヽ）の利器を以てし。此方は弓矢を用るのみ。外に器械はあらざれども。サルングルの剛氣に當りがたくやありけん。赤人は残り少なに討なされ敗北して退帆なしける。此時よりサルングルは東西の蝦夷地に威名をふるひ。乙名の勢ひ尤勁大なりけり。同じ頃釧路厚岸根室の夷人も。松前へ歸服なし専ら忠節を勵み。御味方蝦夷の名を負せ。三箇所の乙名も。松前の福山に來り。領主の謁見ありて。酒飯の款待に預り。しかして夷地へ歸るを例となしぬ。松前にて目見蝦夷といふは則是なり。其席の序次は沙流の乙名をもつて冠たらしむとあり。抑沙流勇拂新冠み邊は。砂原落部の地と。一帯の海を隔るのみにして。直道はいと近し。此地の夷人は「所謂シャモ地に習慣し。又千歳越して西部の石狩へ出るもほど遠からぬ故にや。此地は早く開けて。粟稗大豆小豆。其他野菜に乏しからず。又家居衣服食料の貯有て粗惡ならず。されば。夷情狡猾にして。空言虚飾も又少なからず。今の世までも判官の遺風を傳ふと云を以て。所の榮となせ

のみ。東蝦夷夜話

○松前家へ朱印を賜る事

上略。こゝに於て亂賊をさまる。此時松前民部大輔慶廣。京師に使節を差し立て。内附たらん事を願ふ。關白秀吉公慶廣を志摩守に封じ。内諸侯に比し給ひて遂に松前を以て氏とす。父の季廣亂を海邊にさけ。智力を以て松前を取り。慶廣に至て威令漸く行はる。慶廣に始て日本の版圖に入れり。時に豊臣關白殿下より御朱印を給ふ。其後慶長九年甲辰の正月。松前志摩守慶廣蝦地此條令を賜はりぬ。是より御代々の御朱印を頂戴せる事とはなりぬ。

定

一從諸國松前へ出入のもの共。志摩守へ不相斷。蝦夷と致商賣候義。可為曲事事。

一志摩守へ無斷して。令渡海賣買致候もの。急度可致言上候事。

一對蝦夷人非分の義申掛候もの。可為曲事事。

右條々。若於違背の輩は。可處嚴科もの也。

慶長九年正月廿七日　御朱印

御文言前同斷

右の條々任慶長九年正月廿七日先例の旨彌不可有相違もの也。仍て如件。

元和十二月十九日　御朱印

御文言前同断

右の條々任去慶長九年正月廿七日元和三年十二月十九日先例の旨彌不可有相違もの也。

寛永十一年正月二日　御朱印

御文言前同断

右の條々任慶長九年正月廿七日元和三年十二月十九日寛永十一年正月二日先例の旨彌不可有相違もの也。

寶永四年四月五日　御朱印

一國初の頃ハ松前家ニて賓客の御あしらひニて參勤の時ハ往來御傳馬ニて格別の格式ニてありしが。中頃幼主參勤ハ怠有しより變易して。其後再び改る事なし。

憲廟御治世の時より。今の格式ニ極れるよし。唯以前の格をまづ殘りて。嫡子乘輿の義御免。御鷹獻上の時。御傳馬被給るのみなりとぞ。（北海随筆）

○東蝦夷地上地の事

松前若狹守

一今度異國境御取締被仰付候ニ付。東蝦夷地之内嶋々迄。當分御用地被仰付候間。可被得其意候。尤右土地ゟ。是迄年々其方收納之分ハ。御用中モ従公儀御取替金。御下ヶ可被成下候。右モ御用御書院番頭。松平信濃守。御勘定奉行。石川左近將監。御目付。羽太庄左衛門。御使番。大河内善兵衛。御勘定吟味役。三橋藤右衛門。右五人之面々重立被仰付。右土地之蝦夷人教育之義ヲ始。交易之趣法等。萬端差引進退可仕旨。被仰出候。是又被得其意。右之面々差圖ニ任候樣可被致候。委細之義ハ。掛りの面々より。可申談旨。相達候条。得其意。可被罷談候。

寛政十一未年正月十六日　安藤對馬守

松前若狹守

一蝦夷地之義モ。前々より其方進退致來候處。東蝦夷地之方。先達而當分御用地ニ相成候場所。永々上地被仰付。西地之義ハ如是迄相心得。仕置之義モ。厚く心を用ひ候樣被仰出候。可被得其意候。

享和二戌年七月廿四日　松平伊豆守

○西蝦夷地上地の事

松前若狹守

蝦夷地之義ハ。古來より其方家にて。進退致來候得共。異國へ接し候嶋々。萬端之手當難整様子に付。先達東蝦夷地上地被仰出。従公儀御處置被仰付候。西蝦夷地之義も。非常之備等。其方手限難行届段申立。外國之境不容易事に被思召候間。此度松前西蝦夷地一圓被召上候。依之其方へハ新規九千石被下候。場所之義ハ追而可相達候。

文化四卯年三月廿二日　松平伊豆守

此新地ハ。奥州伊達郡。上州甘樂郡群馬郡。常州信太郡河内郡鹿嶋郡にて。都合込高共一萬八千石餘之地所。下されたり。（休明光記）

○蝦夷地改革の事

さる程に。有司商議となせに。元來蝦夷の土人。其形ハ五躰具りたりといへども。人倫の道もしらず。男も髪をみだし。髯を剃らず。身にハアツシといひて。木の皮にて織たる物を。膝たけに仕立。左衽に着し。女ハ禿の如く亂髪して。襟のあたりにて切。夫を持たるものは。口のまはり。又ハ兩手にこと〳〵く黥（イレズミ）し。これもアツシ

を左衽に着し。男女とも縄を以て帯とし。小児はおほく躶体なり。たま〳〵犬の皮などを着するもあり。食ハ五穀を喰ハず。魚類或は鳥獣を捕らへ。或ハ煎焼し。或ハ生にて食するといへども。多くハ鹽も用ひず。四方に丸木柱を建。キナといふ草或ハ熊笹などを以て。家根及び四方を圍む。床ハなく草莚を敷居。またハ穴居などして。くらするものなり。文書も通せず。歳月四時もしらず。おのが年齢をも辨へず。病む事あるとも醫療なく。只イケマと云草の根を採て食ふのみなり。されバ。疱瘡麻疹其外疫病の類。流行する事あれバ。人の死する事その數をしらず。父兄親類死する事あれバ。大に哭して其家近き地を堀て是を埋む。死者の住し小屋ハ焼すて。年忌祭祀等いとなむ事なく。其姓實に至愚至直なり。然るに松前家小身にて。廣大の土地家士を以て。制御する事能はず。場所々々を割付町人に預け。これを請負と名付運上を取立。収納とする事なりしに。彼家次第に勝手向差つまり。年々に此運上の増加を促すにより。場所請負の姦商共ハ。先第一におのれ〳〵の利潤をはかり。其餘りを以て運上の増を出さんとする故に。蝦夷人共と交易の時米酒煙艸其外の

諸品に至るまで。舛目を掠め秤目を狂はせ。或ハ腐損したる品をわたすなど。有とあらゆる非義を行ふにより蝦夷人どもハ次第に衰微し。松前家の苛政を恨る事已に年久し。然るに彼露西亞人。近年國内を廣げしハ。合戰攻擊のわざをなさず。只仁を假り恵を似せて人をなづくる事。彼國の奇法にて。あまたの國々をこと〴〵く屬從せしめたれバ。蝦夷人もかたの如く衰へ。松前家を恨るよしを傳へきゝ。奥蝦夷地の嶋々より。漸次なづけ。已に二十島ぞあり。おのが爲となし。猶以前露西亞人。度々東蝦夷地の邊へも渡來し。是を窺

ふこと頻なり。是によつて今度警衛の事を命ぜらるといへども。蝦夷地ハ四方海岸にして廣大なる島なれバ。いづくをさして。堅城砦を設くべき謀もあらず。されバ只々夷人どもを厚く撫育し。悉く國家の仁政にのべふせ。衆人一致に心を決し。外國よりいかになづくるとも。敢てかたよらざる樣に教へなすより外に施すべき術もなし。もとより露西亞國ハ攻戰をこのまず。人をなづくる事のみ業とすれバ。此術にて整ふときハ。外寇吞食の道を斷切道理にして。則衆人を以て堅城砦となすの法なり。しかれども若干の夷人

故なく是を恵まんとせば。其失費云べからず。しかのみならず夷人どもも恩になれ愛を頼みて。おのれ〳〵が業を勵む事を忘き却て懈怠を勸むるの道なり。只年頃仕馴たる交易の業を元として。是を扱ふものハ是迄の如く町人に命じ。其場所ことにたどく官吏を置。これを點驗せしめ。渠等が方より出す所の産物の。かへものとしてあたふる品。悉く改め聊も悪しき品をわたさば。又外目秤目等を嚴にして。些少の不正をも施さざる樣官吏どもも厚く心を用ひて之を行ひ。此交易場或は五里に一屋。十里に一舎官舎を設け。常ハ交易の事をおこなひ。旅人ある時ハ旅宿とし。又夷人ども漁業をなすに。其具乏しければ。網の外漁具を數多彼官舎に貯へ置。是を夷人に貸て漁せしめ。其働抜群にして。多く産物を出すものにハ。其功に隨て程よく褒美をあたへ。又第一に憐むべきハ。是迄松前の掟にて。いかなる雪の時といふとも。夷人ハ簑笠草鞋などを用ふる事あたはず。若犯すものある時ハ。償を出さしむる事なり。先此禁をゆるすべ。猶すぐれて困窮なるものにハ。衣服居所の手當をし。病者ある時ハ本邦より醫者をあまた雇。場所々々を配り置。是を療せし

め。又錢通用をはじめて。其便利をしらしめ。産業を勵む心を起させ。專ら和語をつらひ習はせ。ある時はおそくも五常の道をも教へ。いろは文字をもならはせ。若本邦の風俗にも改めん事を欲するものある時は。其意に随て是をゆるし。本邦の衣服をもあたへ。又格別なるものには。其時宜によりて。家屋も本邦の如く補理ひ遣はし。往々ハ耕作の道をも教へ。百年の後は蝦夷地一同盡く本朝の如くならん事をさとはすべし。古ハ今の仙臺領宮城邊よりして。たとく蝦夷人なりしが。漸々にひらけて今かくのごとし。多賀城の碑にいはく。去蝦夷國界一百二十里と刻せり。此頃は六丁一里なれバ。今の道法にて二十里なり。此時恵美朝獦等。奥州の蝦夷を征伐し。二十里たなさの宮城郡に鎮府を設け。碑を建られしなり。是古の蝦夷國境なり。其後延暦年中に。坂上田村麻呂南部の大澗。津輕の外ケ濱まで服從せしめて。海より南を日本の地とし。北を夷地と定められたる。是今の蝦夷國境なり。此頃南部の七の戸壺村に碑を建。日本中央と記されたり。此邊は日本の東北の末なるを。いかに中央と記されけると思ふに。後年蝦夷地悉く開けぬる時ハ。正に此邊日

本の中央なるべし。今時に至て此擧あらん事を。數百年前にそのあらましハ。古今の卓見感心に堪たりといふべし。星霜を経て爰に至らむ事。又難からじ。此廣大の土地左の如くならんにハ實に日本の地又あらたに。一國湧出さるがごとくにて。其益言語を以て云べからず。しかれども是等の事。急速行ふ事などハ。此方より促す時も。果して人望に違ふべし。時至てかれらが方より望むを待べし。すべて今度の擧も聊も功といそぐべからず。先今差なさる處ハ。夷人の服従を專一にそあり。場所々々の官舎に官吏をさし置て是を司らしめ。又非常の備にハ。南部大膳太夫津輕越中守ハ。領國蝦夷に隣たれバ。此兩家より軍卒若干を出すへぎよしを命ぜられ。便よき所に番舎を補理ひ。是を配り武器を備へ。警衛せしめられなバ。外寇の防ぎハ足るべし。夫が中にも得撫嶋にハ。已に露西亞人居をしめされバ。其此方なる擇捉島にハ。殊更に此警衛を嚴重に設け。官吏迄も撰み遣ハし。夷人服従の事も。此嶋を專一の眼目として。事を謀らハ危き事有べからず。又蝦夷地ハこと〲く。嶮岨にして通路自在ならず。所として人跡を絶ち。海岸搔送り船をもつて漸々に

通路をなせといへども風順よからざれば船行もたち。いさづらに風を待て日を送る。かくて事あらん時は急を告る妨あり。又常に往來の煩あれば。こと〴〵く是を開き。通路をつけ往來の煩なからしめ。まさ數舎の間。旅宿なければ。旅行のもの野宿の勞にたへず。前に云所の官舎を建て旅宿とせん。先是等の數事をさしかさる所の急務として手をくださん。此入費凡一ケ年金五万兩つゝ。申おろしてそらん。と衆議已に一決したり。松前若狹守父隱居大炊介。寛政十午年より命あつて出府し。營中に於て執政方兩三度談給ふ事あり。翌未年二月九日。松平伊豆守信明朝臣より達給ふは。今度蝦夷地の御用掛り命ぜらるゝに付。大炊介事地理案内にて年來心掛さる趣も聞ゆるにより。御用の品も有べきに付。先在府して掛りの面々へも。諸事談ずべしとの御事なり。大炊介則在府して忠明忠房か宅へも度々來りて。彼是談事ありき。（休明光記）

○松前家へ蝦夷地下地の事

松前志摩守

一其方儀。最前蝦夷地之手當行届兼。難捨置樣子に付。東蝦夷地追々上ケ地被仰付候。年來從公儀御處置

被仰付候處。奥地嶋々迄速に御取締相整ひ。夷人撫育産物取捌等。萬端居合御安堵之事に候。

一其方儀。彼地草創之家柄數百年之所領に候得は。舊家格別之儀を被思召。此度松前蝦夷一圓如前々。可被下旨被仰出候。彼地是迄之御仕法無遺失相守。異國境御要害之義。嚴重に可取計御沙汰に候。

一此度松前蝦夷地被返下候に付ては。元來九千石ハ上り。蝦夷地之義異國境御太切之事に候へバ。津輕越中守。南部吉次郎。警固之義ハ如是迄相心得。以來人數松前函館へ不及差越。銘々領分渡海口に備置。萬一非常之義有之節は。從其方案内次第。早々渡海問合候樣。可致旨被仰出候間。兼々御備向之義。無隔意可被申談候。尤兩家之警衛を頼みに心得。自國之備不等閑樣可被心掛候。且又是迄彼地之御主法取計等之義。得と松前奉行へ承り合。入念可被申候。

文政四巳年十二月七日　水野出羽守

御用地御用留

○髯塚の事

擇捉嶋は。東蝦夷地の奥にして。松前を去る事三百里ばかり。島の周廻二百六十里に過ぐ。北極の地を出る

事五十度に餘り極て寒し。寛政の頃より蝦夷が嶋の事を處置せさせ給ひて。享和二年には筑前守藤原の安倫と正養とを其司として。彼千嶋の事を司らせ給ふ。その中にも此島は外國に近ければ。衛護最嚴なるべし。とて其官吏を撰び。初には近藤重藏守重。山田鯉兵衛嘉充。其次菊地總內。下司には松田仁三郎。關谷義八郎。柳權十郎等代る〳〵此所を承る。此地は大灘の離嶋にして。古より船の往來たやすからざるにより。爰に住夷ども。衣食の品を初め。魚捕具なども備はらば。飢寒に迫るもの其數を知らず。彼諸官吏是を憂る事せちにして。攝津國兵庫の船人。髙田屋嘉兵衛と云ものを。海路の事にたくみなれバとて。此者を撰擧て船をからしむるに。則水路も考得て。初て大船の往來をし。夫より年々に渡船ふえず。諸品を運送し魚捕具も全備しけれバ。夷どもも生活の道を得。始て衣食に足事を知り。手の舞足の踏を覺ず。朝な夕な遥に本邦の方を望み。其國恩を仰て止ば。抑此島は外寇の警衛のみにして。苟も國益を謀るべきにあらざりしが。思はざりし所も開け人も増〻る程に。其國産を出す事數萬に餘れり。是天より仁政を助け給ふなるべし。又南部

津輕兩侯の英士。許多を遣て守らせらる。此警衛も爰のみにあらず。蝦夷地の數多所にして。兩家のいさをし又大なりといふべし。已に如此内外の處置全く備りぬ。かくて夷どもも其國恩を畏み奉るの餘り。髮を被り袵を左にしたる姿も慚ぢ。皆上國の風俗をねがひ。自ら長鬚を剪り髪を結び。男も女も夷の姿なる者。今や一人もなし。實や風を移し俗を易る事。彼諸官吏のいさをしにても。上より仁政の及ぶ所なり。則剪たる鬚を聚て。竪四尺横一尺の碑を建。鬚塚と號けて。其國恩のいちぢるきを。不朽にとゞむるのみ。文化四年三月安藝守正養誌。近藤巡夷録

○松前（并）福山稱名の事

夫我毛夷の國は。古に所謂北倭也。其証山海經に見えたり。今松前の號なるは。昔時夷人のマトマへといへる哉。南岸の山上に大松のありければ。建久正治の頃よりして。松前の字に書るならんか。街名に枝が崎の名なる是なり。亦松前海口に大松前の津名なるは。日本紀に所謂津輕津なり。亦同紀に渡島なり。是即今の松前にして。蝦夷南海の地なればなり。又福山の名は。慶長五年庚子秋。第五世松前慶廣の始て城地に號た

る此稱なり。（夷酋例像附錄）

蝦夷風俗彙纂前編巻二終